

# 令和6年度 固定資産(土地・家屋)縦覧帳簿の縦覧

令和6年1月1日現在、甲府市内に土地や家屋を所有している方（非課税の方を除く）は、市内の土地や家屋（土地のみを所有している方は土地、家屋のみを所有している方は家屋）の価格（評価額）などを記載した縦覧帳簿をご覧になれます。  
これにより市内のほかの土地や家屋と比較して、ご自身の土地や家屋の評価が適正であるかどうかを確認することができます。

- 期間 令和6年4月1日(月)から4月30日(火) 土・日曜日、祝日は除く
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 手数料 無 料
- 場所 甲府市役所3階 資産税課

縦覧帳簿記載内容

土地は 所在・地番・地目・地積・価格  
家屋は 所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格

税額・所有者の氏名  
及び住所は記載し  
ていません。

縦覧対象者 下表のとおり

縦覧を申請できる方		申請に必要なもの	
①	令和6年1月1日現在、甲府市内に土地や家屋を所有している方（非課税の方を除く）	I	・運転免許証など本人確認ができるもの ※所有者が法人の場合は、さらに、申請書に社印の押印が必要です
②	①の相続人の方	II	・所有者の死亡及び相続関係がわかる戸籍等(コピー可) ・運転免許証など本人確認ができるもの
③	①②から委任されている方	III	・①②の方からの委任状 ・運転免許証など本人確認ができるもの ※②の方から委任されている場合は、所有者の死亡及び相続関係がわかる戸籍等(コピー可)も必要です

## ☆ 注意事項 ☆

- 縦覧帳簿には、所有者の氏名は記載されませんので、申請の際は、所在・地番または家屋番号を指定してください（住居表示地区は、住所と地番が一致しない場合もありますのでご注意ください）。
- ご自身が所有するもの以外の土地や家屋の評価の内容については詳細にご説明することはできません。
- 縦覧帳簿のコピー、写真撮影はできません。
- 委任状などの偽造によるトラブル防止のため、委任された方に確認をとらせていただく場合もあります。
- 混雑時などにお待ちいただくこともありますので、ご協力をお願いします。

審査の申出 固定資産課税台帳に登録された「価格」について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に、文書により固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。ただし、基準年度（評価替えの年度）以外の年度については、地目の変更等による価格修正及び地価の下落修正相当額、家屋の新築又は増築等のため、その年度から新たに課税される部分に限られます。

「問い合わせ先」 甲府市役所 資産税課（証明係 TEL055-237-5429）  
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号